

○郡山市奨学資金給与条例

昭和42年3月16日

郡山市条例第17号

改正 昭和45年6月30日郡山市条例第41号
昭和49年6月22日郡山市条例第30号
昭和57年3月29日郡山市条例第11号
昭和61年3月27日郡山市条例第13号
昭和62年3月18日郡山市条例第21号
平成元年3月16日郡山市条例第16号
平成2年3月30日郡山市条例第34号
平成4年3月27日郡山市条例第26号
平成5年3月12日郡山市条例第14号
平成11年3月24日郡山市条例第23号
平成14年3月28日郡山市条例第22号
平成22年12月28日郡山市条例第70号

(目的)

第1条 この条例は、進学の意味と能力を有しながら、経済的理由により修学困難と認められる者に対して奨学資金を給与し、もって教育の機会均等を図り、有為な人材を育成することを目的とする。

(平11条例23・一部改正)

(奨学資金の受給資格)

第2条 奨学資金の給与を受ける者(以下「奨学生」という。)は、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校、高等専門学校又は専修学校(高等課程に限る。)に在学し、かつ、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 奨学資金の給与を受けることとなる日前において、市内に保護者とともに引き続き1年以上住所を有していること。
- (2) 品行が正しく、学術に優れ、健康であること。
- (3) 経済的理由により修学が困難と認められること。
- (4) 国、県又は他の団体から同種類の奨学資金の貸与又は給与を受けていないこと。

(平11条例23・一部改正)

(奨学資金の額)

第3条 奨学資金の額は、月額10,000円とする。

(昭57条例11・昭61条例13・平元条例16・平2条例34・平4条例26・平5条例14・平14条例22・平22条例70・一部改正)

(給与の期間)

第4条 奨学資金の給与期間は、奨学生の在学する学校の正規の修業期間とする。

(申請)

第5条 奨学資金の給与を受けようとする者は、在学する学校の校長又は出身中学校の校長を経て郡山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に申請しなければならない。

(昭62条例21・平11条例23・一部改正)

(奨学生の決定)

第6条 教育委員会は、市長と協議のうえ奨学生を決定する。

(平11条例23・一部改正)

(奨学資金の給与)

第7条 奨学資金は、毎月、本人に給与する。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めるときは、3箇月分までを併せて給与することができる。

(昭62条例21・平11条例23・一部改正)

(奨学資金の給与の休止)

第8条 奨学生が休学したときは、休学の翌月から復学の前月までの間、奨学資金の給与を休止する。

(奨学資金の給与の廃止)

第9条 奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、奨学資金の給与を廃止する。

- (1) 病気、負傷等のため、修学の見込みがないとき。
- (2) 学業成績又は操行が不良となったとき。
- (3) 奨学資金を必要としなくなったとき。
- (4) 休学又は転学の理由が適当でないとき。
- (5) その他奨学生として適当でないとき。

(平11条例23・一部改正)

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和42年4月1日から施行する。
- 2 郡山市奨学資金給与条例（昭和35年郡山市条例第9号）、三穂田村奨学資金給与条例（昭和35年三穂田村条例第4号）、喜久田村奨学費補助条例（昭和26年喜久田村条例第7号）、日和田町奨学資金貸与条例（昭和34年日和田町条例第4号）及び富久山町奨学資金貸与条例（昭和32年富久山町条例第76号）（以下「旧条例」という。）は、廃止する。
- 3 この条例の施行の日の前日までに、旧条例の規定により給与又は貸与を受けていた者は、この条例の規定による奨学生とみなす。
- 4 日和田町奨学資金貸与条例第12条及び第15条並びに富久山町奨学資金貸与条例第12条及び第15条の規定は、なおその効力を有する。

附 則（昭和45年郡山市条例第41号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。
- 2 改正前の郡山市奨学資金給与条例の規定に基づいて、昭和45年4月1日からこの条例の施行の日の前日までに奨学生に支払われた奨学資金は、改正後の郡山市奨学資金給与条例の規定による奨学資金の内払とみなす。

附 則（昭和49年郡山市条例第30号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。
- 2 改正前の郡山市奨学資金給与条例の規定に基づいて、昭和49年4月1日からこの条例の施行の日の前日までに奨学生に支払われた奨学資金は、改正後の郡山市奨学資金給与条例の規定に

よる奨学資金の内払とみなす。

附 則（昭和57年郡山市条例第11号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の郡山市奨学資金給与条例により奨学生の決定をうけた者にかかる給与額は、なお従前の例による。

附 則（昭和61年郡山市条例第13号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に改正前の郡山市奨学資金給与条例の規定による奨学生に係る奨学資金の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和62年郡山市条例第21号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成元年郡山市条例第16号）

（施行期日）

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に改正前の郡山市奨学資金給与条例の規定による奨学生に係る奨学資金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成2年郡山市条例第34号）

（施行期日）

1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に改正前の郡山市奨学資金給与条例の規定による奨学生に係る奨学資金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成4年郡山市条例第26号）

（施行期日）

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に改正前の郡山市奨学資金給与条例の規定による奨学生に係る奨学資金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成5年郡山市条例第14号）

（施行期日）

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に改正前の郡山市奨学資金給与条例の規定による奨学生に係る奨学資金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成11年郡山市条例第23号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成14年郡山市条例第22号）

（施行期日）

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、高等専門学校又は専修学校に入学した者に係る奨学資金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成22年郡山市条例第70号）

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に郡山市奨学資金給与条例第7条ただし書又は郡山市篤志奨学資金給与条例第7条ただし書の規定により給与する平成23年4月分以後の月分の奨学資金の額は、この条例による改正後の郡山市奨学資金給与条例第3条又は郡山市篤志奨学資金給与条例第5条に規定する額とする。

○郡山市奨学資金給与条例施行規則

昭和42年3月31日

郡山市教育委員会規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、郡山市奨学資金給与条例(昭和42年郡山市条例第17号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 条例第5条の規定により奨学資金の給与を受けようとする者は、保護者と連署の上、郡山市奨学資金給与申請書(第1号様式)を郡山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第2号及び第3号に規定する書類により証明すべき事実を教育委員会が公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(1) 在学する学校の校長から交付を受けた郡山市奨学資金奨学生推薦調書(第2号様式)

(2) 奨学資金の給与を受けようとする者と生計を同じくする者(未就学児及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校に在籍し、当該年度において市県民税を課税されていない者を除く。第4条第3項第2号において同じ。)の前年の所得金額に係る市区町村長の発行する所得が記載された書類(以下「所得証明書」という。)

(3) 奨学資金の給与を受けようとする者及び当該者と生計を同じくする者の住民票の写し

(4) 所得証明書により証明される事実を教育委員会が公簿等により確認することについて同意する旨の同意書

(5) その他教育委員会が必要と認める書類

3 第1項に規定する申請の期限は、毎年教育委員会が定める。

(平11教委規則6・一部改正、平28教委規則4・全改)

(奨学生の決定)

第3条 教育委員会は、奨学資金の給与を受ける者(以下「奨学生」という。)を決定したときは、速やかに郡山市奨学資金奨学生決定通知書(第3号様式)により在学する学校の校長又は出身中学校の校長を経て本人に通知するものとする。

(平11教委規則6・一部改正)

(誓約書等の提出)

第4条 前条の規定による通知を受けた者は、速やかに誓約書(第4号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

2 奨学生は、毎学年末に家庭状況報告書(第5号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

3 前項に規定する報告書には、次の各号に掲げる奨学生の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。ただし、第2号に規定する書類により証明すべき事実を教育委員会が公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(1) 現在の学年末をもって卒業する見込みの者 成績証明書その他教育委員会が必要と認める書類

(2) 前号に掲げる者以外の者 成績証明書及び奨学生と生計を同じくする者の前年の所得が記載された所得証明書その他教育委員会が必要と認める書類

(平11教委規則6・一部改正、平28教委規則4・一部改正)

(届出)

第5条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当したときは、保護者と連署の上、本人又は保護者からその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(1) 卒業したとき。

(2) 休学、復学、転学若しくは退学をし、又は停学の処分を受けたとき。

(3) 本人又は保護者の氏名又は住所に異動があったとき。

(4) 条例第2条に規定する受給資格を失ったとき。

(平11教委規則6・一部改正、平28教委規則4・一部改正)

第6条 奨学生が死亡したときは、保護者は速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(平11教委規則6・一部改正)

(奨学資金給与の休止又は廃止の通知)

第7条 教育委員会は、条例第8条又は第9条の規定による奨学資金の給与の休止又は給与の廃止を決定したときは、在学する学校の校長を経て郡山市奨学資金給与休止(廃止)通知書(第6号様式)により本人に通知する。

(平11教委規則6・一部改正)

附 則

1 この規則は、昭和42年4月1日から施行する。

2 郡山市奨学資金給与条例施行規則(昭和35年教委規則第1号)、富久山町奨学資金貸与条例施行規則(昭和32年富久山町教委規則第40号)及び奨学生選考委員会設置規則(昭和32年富久山町教委規則第39号)は、廃止する。

附 則(昭和49年教委規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年教委規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に様式の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(平成11年教委規則第6号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成28年教委規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の規則の様式により使用されている書類は、同条の規定による改正後の規則の様式によるものとみなす。

第1号様式(第2条関係)

(平11教委規則6・全改、平28教委規則4・全改)

(表)

郡山市奨学資金給与申請書

本人	ふりがな		生	年	月	日	給与を希望する期間	年	月	から	年	月	まで
	氏名		年	月	日	(歳)							
	出身学校名		入学予定(在学する)学校名										
	現住所		入学(予定)				年 月						
	本籍		卒業見込				年 月						
家庭者	保護者	保	氏名	生年月日		年	月	日	本人との関係				
		現住所	職業										
		電話番号	収入										

状 況 書	生 計 を 同 じ く し て い る 家 族 氏 名	家族氏名	続柄	年齢	生年月日	個人番号	勤務先(詳細に)	月収(円)	
生活保護法の適用 有(月 円)・無				その他の扶助 有(月 円)・無		恩給(年金)退職金の額 有(月 円)・無			
その他参考事項									
※番号		※選考結果		※					

注1 未就学者及び学校教育法第1条に規定する学校に在籍し当該年度において市県民税を課税されていない者については、個人番号の記入を要しない。

2 ※印は、記入しないこと。

(裏)

奨学資金を希望する理由	
本人の履歴	
<p>上記のとおり郡山市奨学資金の給与を受けたいので申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>郡山市教育委員会</p> <p>本人氏名</p> <p>保護者氏名</p>	

第2号様式(第2条関係)

(平6教委規則3・平11教委規則6・一部改正)

(表)

郡山市奨学資金奨学生推薦調書

氏名		入学予定(在学する)学 校名	
----	--	-------------------	--

出身学校名		卒業見込	年 月		
学業成績			学校長所見		
学年	年	年	学力		
教科					
			人物		
			家庭状況		
			判定	成績	家庭
				※	※
教科概評					
行動記録			備考	※	
備考				決定番号	※

注 ※印は記入しないこと。

(裏)

推薦の理由	
参考事項	
<p>上記の者は、品行が正しく、学術に優れ、健康であり、奨学生として適当な者と認め推薦します。</p> <p>年 月 日</p> <p>郡山市教育委員会</p>	

学校長

印

第3号様式(第3条関係)

(平11教委規則6・全改)

郡山市奨学資金奨学生決定通知書

年 月 日

様

郡山市教育委員会 印

郡山市奨学資金給与条例による奨学生として次のとおり決定したので通知します。

	住所	
	氏名	
	学校名	
	給与期間	年 月から 年 月まで
	給与月額	

第4号様式(第4条関係)

(平6教委規則3・一部改正)

誓約書

このたび郡山市奨学資金給与条例にもとづく奨学生として決定されたことについては、条例、規則及びご指示の事項を固く守り、学業に精励し、操行をつつしんで必ず成業することを誓います。

年 月 日

住所

本人

住所

保護者

郡山市教育委員会

第5号様式(第4条関係)

(平11教委規則6・全改、平28教委規則4・全改)

家庭状況報告書

家族氏名	氏名	続柄	年齢	生年月日	個人番号	勤務先(詳細)	月収
生活保護法の適用			その他の扶助			恩給(年金)退職金の額	

有（月　　円）・無	有（月　　円）・無	有（月　　円）・無
その他参考事項		
<p>成績証明書を添え、上記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: right;">年　　月　　日</p> <p>郡山市教育委員会</p> <p style="text-align: center;">住　　所</p> <p style="text-align: center;">奨学生氏名</p>		

第6号様式(第7条関係)

(平11教委規則6・全改)

<p>郡山市奨学資金給与休止(廃止)通知書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">年　　月　　日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 50px;">様</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">郡山市教育委員会 印</p> <p style="margin-top: 20px;">郡山市奨学資金給与条例第8条(第9条)の規定により、奨学資金の給与を次のとおり休止(廃止)する。</p>			
	休止の期間	年　　月　　日から	
		年　　月　　日まで	
	廃止の月日	年　　月　　日	
	理由		